



ほけんからのお知らせ

平成28年5月10日 足利両野保育園
担当 看護師

感染症 出席停止期間が「学校保健安全法施行規則」の改定により変更されたものがあります。

*「出席停止」はなぜ必要なのか？

保育園や学校は子どもたちが集団で過ごす場、そこでの感染症の流行を予防することが大切です。子どもが病気になった時、本人の健康の回復に気を配り療養が必要になりますが、同時に感染症の流行を防止することも必要になります。

「出席停止」の期間は‘病原体を多量に排泄しており他人へうつしやすい期間’と考えられます。

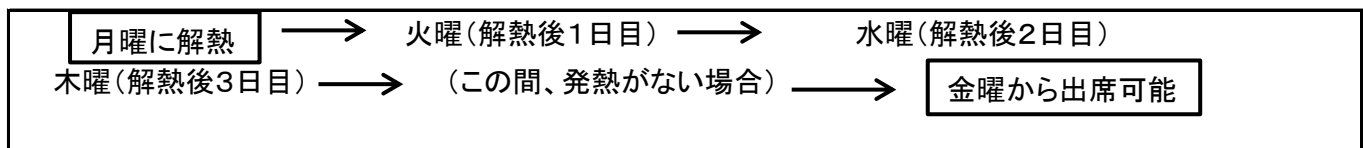
2012年4月1日付けで改正されたものは以下の通りです。

改正されたもの	登園のめやす	
	改正前	改正後
感染名		
インフルエンザ	解熱した後、2日を経過するまで	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで (幼児の場合)
百日咳	特有の咳が消失するまで	特有の咳が消失するまで または5日間の適正な抗菌薬治療が終了するまで
流行性耳下腺炎 おたふくかぜ	耳下腺の腫脹が消失するまで	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
追加		
髄膜炎菌性髄膜炎	—	病状により学校医(嘱託医)等において感染のおそれがないと認めるまで

* 出席停止期間の算定の考え方

「〇〇した後△日を経過するまで」とした場合、「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日として算定する。

例えば・・・「解熱した後3日を経過するまで」の場合は以下の通りです。



* ただし、各出席停止期間は基準であり、病状により医師において感染のおそれがないと認められる場合についてはこの限りではない。

* いずれも、医師の診断を受け登園の際は医師が記入する【治癒証明書】を保育園へ提出してください。